

広川町教育大綱

みんなでつくる未来

だれもが元気で笑顔に満ちたまち 広川

～安全・安心・快適を実感できるまちづくり～



令和3年度～令和5年度

(令和3年2月改訂、4年2月見直し)

福岡県広川町

1 はじめに

(1) 教育大綱策定の背景

平成26年6月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が一部改正され、平成27年4月1日に施行されました。この改正された法律では、第1条の3第1項に「地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとする。」と規定されており、教育大綱は、地方公共団体の長が教育委員会と協議して定めることになっています。

そこで、広川町では、教育行政に関する民意をより一層反映させるために、同法第1条の4第2項に基づき、町長と教育委員会で構成する「広川町総合教育会議」を設置しました。この「広川町総合教育会議」において、「広川町第4次総合計画」及び「広川町まち・ひと・しごと創生 総合戦略」並びに「まち・ひと・しごと創生 広川町人口ビジョン」に基づき協議、調整を行い、平成28年に「広川町教育大綱」を策定しました。

本大綱は、広川町が目指す「人が育つ、人を育てるまち」づくりを目標とした教育行政に取り組むための基本指針となるもので、広川町教育委員会が策定する「広川町教育施策」と連動するものです。

(2) 教育大綱の位置づけ

「広川町教育大綱」策定後、広川町では、令和2年3月、新たに将来の目標人口達成に向けて特に取り組むべき施策事業をとりまとめた「第2期広川町まち・ひと・しごと創生 総合戦略」が策定されました。また、「第4次広川町総合計画」の計画期間の終了を迎え、将来的な町長任期と併せた総合計画への移行を見据えて、令和3年度から5年度を計画期間とする「広川町第4次総合計画(改訂版)」が策定され、新しいまちづくりの方向性が示されました。この新しいまちづくりの方向性を踏まえ、「広川町教育大綱」を一部見直し「改訂版」として策定するものです。

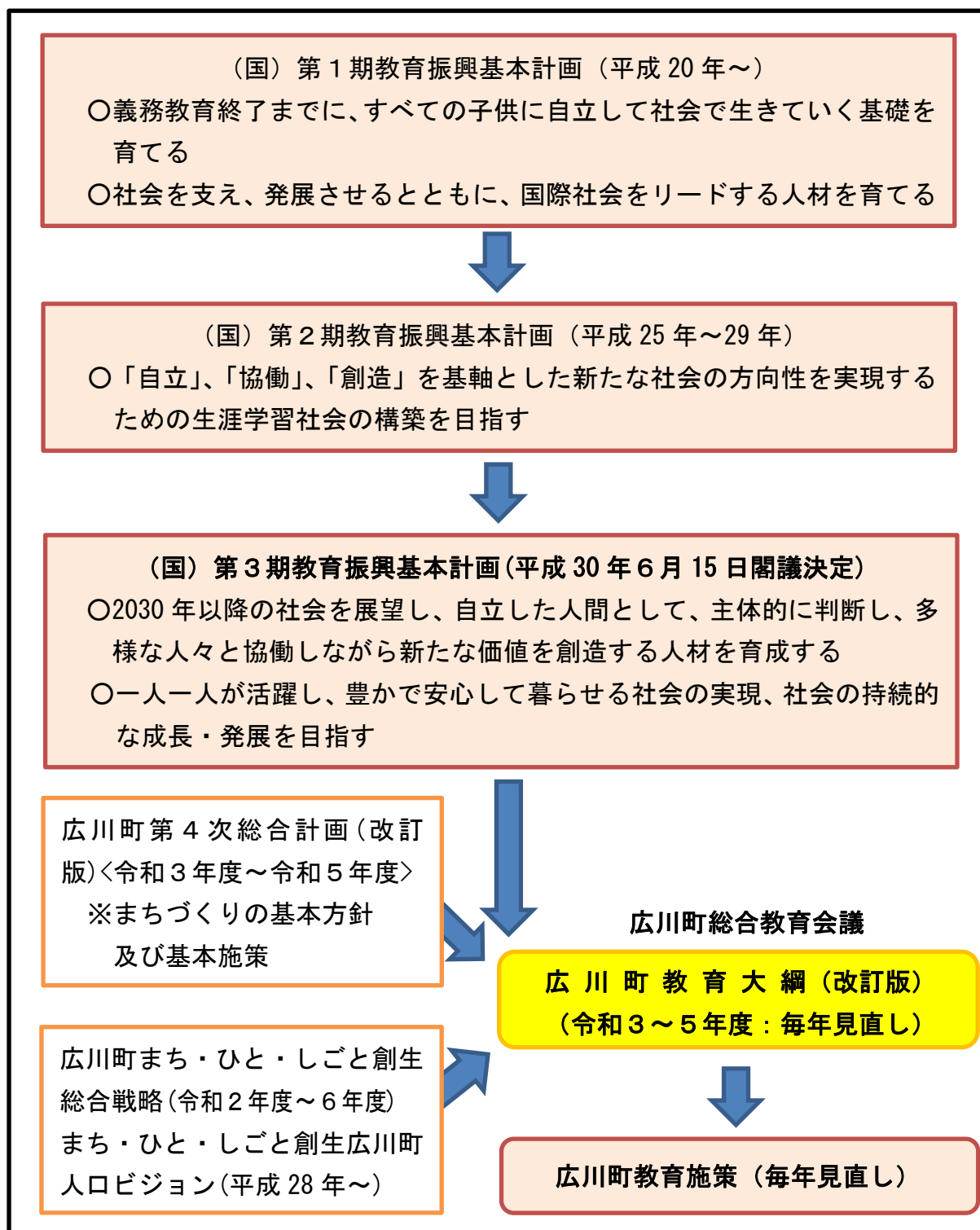
この「広川町教育大綱(改訂版)」に基づき、地域と連携・協働し、「志をもち、『生きる力』を身につけ、たくましく生きる子供を育成する学校づくり」や「健康で豊かな生活をめざす生涯学習や生涯スポーツ、青少年教育の推進及び多様な文化・芸術活動の支援」等の目標達成に向けた取組を行います。

また、推進にあたっては、「定住を進める 豊かに暮らす 人を育てる 地域を基礎に」の基本理念のもと、広川町が目指す将来像「みんなでつくる未来 だれもが元気で笑顔に満ちたまち 広川～安全・安心・快適を実感できるまちづくり～」につながるよう、町と教育委員会が一体となって取り組んで参ります。

(3) 教育大綱の実施期間

本大綱は、令和3年度から令和5年度までの3年間を実施期間とし、「広川町第4次総合計画（改訂版）」との相関を図るものとします。

ただし、国・県及び社会情勢の動向を踏まえ、毎年、「広川町総合教育会議」において協議、調整を行い、状況に応じて適宜見直していくものとします。



2 基本構想

(1) 基本理念

本町のまちづくりにおいて、すべての分野にわたって基本とする理念を以下のとおり定めます。

基本理念 I 定住を進める

優れた交通立地条件と豊かな自然を生かし、人、物、技術、情報などの交流を通じて、まちに雇用と活力を創出し、定住を促進します。

基本理念 II 豊かに暮らす

産業の振興と効率的な土地利用を図るとともに、住民の自主的活動を促進し、みんなが支え合い、人と自然が共生するまちづくりを進めます。

基本理念 III 人を育てる

町の持つ特性と素材を磨きあげ、地域の個性をのばし、人がたくましく育ち、一人一人が生き生きと活動するまちづくりを進めます。

基本理念 IV 地域を基礎に

住民と行政が同じ目標に向かって地域（コミュニティ）を基礎に協働して取り組み、多様な主体（個人、地域、団体、NPO、ボランティア、企業など）によって担われる「公共サービスの充実」に努めます

(2) 目指す将来像

まちづくりの基本理念を総合的に勘案し、本町が目指す将来像を以下のとおり定めます。

みんなでつくる未来

だれもが元気で笑顔に満ちたまち 広川

～安全・安心・快適を実感できるまちづくり～

(3) 基本施策（6つの柱）・重点プロジェクト

- ☆基本施策1 出会いと語らいのあるまち
- ☆基本施策2 人と人との支え合うまち
- ☆基本施策3 **人が育つ、人を育てるまち**
- ☆基本施策4 人が集まり、働き、賑わうまち
- ☆基本施策5 安全・安心でやすらぐまち
- ☆基本施策6 自然と共生する快適なまち

3 基本施策3 人が育つ、人を育てるまち（教育・文化）における主要施策

I 学びと人を育てるまちをつくる

I-1 学校教育の充実

(1) 確かな学力の向上

基礎的・基本的な学力の向上と個性や創造性を伸ばし、「生きる力」の育成のため、「知識・技能」の習得、「思考力・判断力・表現力」の育成、「主体的に学習に取り組む態度」を養います。また、個に応じた指導体制・指導方法の工夫改善に努めながら、国際化、情報化、環境教育など時代変化に対応した教育内容の充実を図ります。

また、特別支援教育にかかる教材、施設の整備・充実や介助員などの配置を引き続き行い、特別支援教育の充実を図るとともに、適切な就学相談・指導に努めます。

(2) 豊かな心の育成

人間性や社会性など豊かな心を育むために、特別の教科道徳を中心とした道徳教育や人権教育を通して、人権を尊重する意識の形成を図るとともに、児童生徒一人一人の生命の大切さや善悪の判断など、人間としての基本的な倫理観や規範意識を育成します。

また、いじめ、虐待、不登校、問題行動等の児童生徒の課題に対し、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育相談員との連携を図るとともに、家庭や地域と一体となった指導体制づくりや教育相談事業の周知を行い、問題の早期発見・早期解決を図ります。

(3) 健やかな体の育成

児童生徒の一人一人の実態に応じて、体育の学習や行事等を中心に体力の向上を図ります。

また、食事についての正しい知識や、望ましい食習慣を子供たちが身につけられるよう、学校、家庭・地域が連携して食育を推進することをおして、子供の基本的な生活習慣の確立を図ります。

(4) 教職員の資質向上

教職員の資質向上のため、研修会の実施や県論文、町教育実践研究募集などによる実践的研究を推進し、教職員自らが修養と研鑽に取り組むことができる体制の充実を図ります。

また、教職員の働き方改革を推進し効果的に教育活動が行える職場環境づくりに努めます。

さらに、児童生徒が主体的に学んだり、行動したりすることができるように、教師は支援するという学力間の転換に努めます。そして、教師自らが「ファシリテーター」としての側面を持つ教師像を求めます。

(5) 学校教育施設・設備の整備・充実及び教育機器の整備

児童生徒が安全で安心して落ち着いた学校生活を送ることができるよう、老朽化が進む学校施設・設備については長寿命化計画を策定し、大規模改修・修繕については年次計画により進めます。また、教育機器を適宜更新するとともに、ICT教育の推進を図ります。さらに、個人情報保護のためのセキュリティ強化やネットワーク化を推進します。

また、健全な心と体を培い豊かな人間性を育む基礎となるよう、栄養バランスの取れた安全でおいしい給食の提供に努め、学校給食の充実を図ります。

(6) 学校と家庭・地域との連携・協働

広川町学校運営協議会（コミュニティ・スクール）及び広川町地域学校協働本部の取組を充実させ、学校と家庭・地域及び教育委員会が連携・協働して、「地域とともにある学校づくり」を推進し、心身ともに健全な児童生徒の育成に努めます。

特に、広川町の特長を生かした地域の住民及び学生による学習支援活動を引き続き行い、児童生徒一人一人が確かな学力と基本的な学習習慣が身につくよう、指導力向上のための教職員研修の充実・推進に努めるとともに、それぞれの学校での特色ある教育活動を支援し、教育の目指すところを社会と共有・連携させながら実現させる「社会に開かれた教育」を実現します。

I-2 生涯学習の推進

(1) 特色ある生涯学習プログラムの整備と提供

各世代の学習ニーズの的確な把握に努め、公民館講座・活動を中心とした多彩で特色ある生涯学習プログラムの体系的な整備と提供を図ります。

また、広報紙や町ホームページをはじめ多様な情報提供の充実に努めます。

(2) 学習成果の活用

住民の学習活動を支援し、学習の成果をまちづくり・人づくりに生かす生涯学習社会の実現のために、学習の成果を活用する場の確保を図ります。

(3) 地域における生涯学習の充実

地域における生涯学習の中心となる分館活動に対する支援を行うとともに、地域の特性や自然、文化を活用した学習活動を行います。

(4) 町立図書館の充実

幅広い年齢層のさまざまな生涯学習活動を支援するため、利用者のニーズや社会情勢に沿った蔵書整備を進めるとともに、利用者の視点に立った講座を実施して利用しやすい図書館の環境整備を行います。

I-3 生涯スポーツの振興

(1) スポーツ施設の整備充実・有効活用

既存の各種スポーツ施設について、老朽化の状況や利用ニーズに即した整備充実を計画的に進めていくとともに、住民との協働による管理運営体制づくりを図り、有効活用に努めます。

(2) 多様なスポーツ活動の普及促進

スポーツの必要性や重要性に関する広報・啓発活動を推進するとともに、さまざまなスポーツ情報の収集・提供を図り、住民のスポーツへの関心や健康管理意識を高めます。

また、スポーツと健康づくりの連携・一体化の視点に立ち、特にメタボリック対策など健康づくりプログラムの企画・実施を図ります。

さらに、福岡ソフトバンクホークスとの連携によるスポーツ活動の振興、町外から参加できるようなイベントの企画、だれもが気軽に楽しめるニュースポーツの発掘や普及などを図ります。

(3) スポーツ団体の支援

体育協会をはじめ各種スポーツ団体・クラブの支援に努めます。

また、だれもが参加できるスポーツ活動の場として発足した総合型地域スポーツクラブの自主運営について支援します。

I-4 青少年教育の推進

(1) 学校・家庭・地域との連携

学校、家庭、地域との連携・協働により、それぞれの教育力を向上させる取組を推進するとともに、地域で子供を見守る体制づくりや、青少年健全育成町民会議を中心とした推進体制の充実を図ります。

(2) 家庭教育の充実

将来を担う子供の健やかな成長を支援するため、PTAや子育て支援団体との連携により、発達段階に応じた家庭教育の推進を図ります。

また、生きる力を育む「子供の遊び場づくり」を進めるため、まち子のおにわにおいて、遊びのイベントを開催し、健やかな子供の育成に取り組みます。

(3) 青少年の活動促進

各種青少年団体やグループ活動への支援を充実するとともに、活動への参加を促進します。

また、世代間交流を通じた活動や企業と連携した取組など、青少年がさまざまな体験ができる機会の提供を図ります。

(4) 青少年のまちづくりへの参画促進

町の各種まちづくり活動などへの参画や、イベント、ボランティア活動、伝統芸能の継承活動などへの自主・自発的な参加を促進します。

(5) 育成環境の整備

青少年育成団体などとの連携により、安全ハウスの設置や交通安全の取組、有害図書・広告の排除、街頭指導など、地域ぐるみの社会環境の整備を進めます。

また、スマートフォンの普及によるSNS・インターネット犯罪など青少年の問題行動を早期に発見し、適切な指導・助言により問題行動の防止に努めます。

II 広川文化を発信するまちをつくる

II-1 多様な文化・芸術活動の支援

(1) 文化・芸術団体の支援

文化連盟をはじめ各種自主サークルからなる文化・芸術団体への支援に努めるとともに、住民による自主的な文化・芸術活動の活発化を促します。

(2) 文化・芸術イベントなどの充実

地域の特色を生かした文化祭、講演会や展覧会の開催など、魅力ある文化行事の企画・開催を住民との協働のもとに進め、多様な文化・芸術を鑑賞する機会と活動成果を発表する機会の充実に努めます。

(3) 文化財施設の整備充実

石人山・弘化谷古墳公園や善蔵塚古墳公園の充実と活用を図るとともに、施設のリニューアル、維持管理体制の充実に努めます。

(4) 文化財の保存

指定文化財の適正な保護に努めるとともに、その他の文化財や埋蔵文化財についても計画的に調査を実施します。

また、久留米絃や民俗芸能などの無形文化財についても、保存団体への支援、後継者の確保を図り、積極的にその保存・伝承に努めます。

(5) 文化財の活用

地域文化の理解を深めるため、啓発活動や講座、展示など文化財に対する住民への意識の向上を図ります。

また、文化財を通じた情報発信と交流活動での活用を図ります。

広川町教育大綱の概念図

